

論文

自治体文化行政に関する一考察

—あいちトリエンナーレの事例—

南 島 和 久

**A Study of Municipal Cultural Administration
A Case of the Aichi Triennale**

要 旨

本稿は2019年に開催された「あいちトリエンナーレ」（以下「あいちトリエンナーレ2019」という。）に関する政治学的な検討を行うものである。

本稿が関心を寄せるのは、あいちトリエンナーレ2019における「表現の不自由展・その後」である。この企画は開幕当初より大きなトラブルとなり、これを端緒にして2019年を最後にあいちトリエンナーレには幕が下ろされることとなった（2022年からは後継の芸術祭として「国際芸術祭『あいち』」が行われている）。

第1章ではあいちトリエンナーレ2019の概要を紹介する。第2章ではその中の企画の1つであり、大きなトラブルとなった「表現の不自由展・その後」を概観する。第3章では中心争点となった表現の自由に対する「検閲」の問題を取り上げる。その上で第4章では「政治の視角」に焦点を当てる。

本稿は、一連の議論の中における政治論議の欠如、あるいは政治習熟の不足を問う。

— キーワード —

あいちトリエンナーレ2019, 表現の不自由展・その後, 政治の視角, 自治

Abstract

This paper is a political study on the 2019 Aichi Triennale.

This paper is interested in the fact that the curtain was brought down on the Aichi Triennale in 2019, following a major trouble over the “Non-Free Expression Exhibition and After” that is one of the project at the Aichi Triennale 2019.

Chapter 1 provides an overview of the Aichi Triennale 2019. Chapter 2 provides an overview of one of its projects, the “Non-Free Expression Exhibition and Beyond,” which caused a trouble. Chapter 3 addresses the issue of censorship against freedom of expression. Chapter 4 focuses on the political perspective.

In this paper will ask whether we can find a lack of political discussion or a lack of political proficiency in this discussion.

— Keywords —

Aichi Triennale 2019, Non-Free Expression Exhibition and After, Political Perspective, Local Autonomy

I あいちトリエンナーレ2019

「あいちトリエンナーレ」とは、あいちトリエンナーレ実行委員会等が主催していた国際芸術祭であり、2010年、2013年、2016年、2019年の合計4回の開催実績がある（〈表1〉）。

「ビエンナーレ」や「トリエンナーレ」はもとも普段見ることのできない美術品等を蒐集し、美術関係者や市民の国際交流を目指す芸術関連のイベントの呼称であった¹⁾。その先駆的取組として知られているのは、1895年にはじまった「ヴェネツィア・ビエンナーレ」である（金獅子賞で知られるヴェネツィア国際映画祭もヴェネツィア・ビエンナーレの一部門（映画部門）である）。別名とされる「美のオリンピック」「美の万博」といった方がそのコンセプトは理解されやすいだろう。

あいちトリエンナーレ2019は、そのテーマを「情の時代 Taming Y/Our Passion」としていた。これはどういう意味なのだろうか。あいちトリエンナーレ2019の芸術監督であった津田大介はこれを次のように解説していた。

「『情報』によって人々の『感情』が煽られ巻き起こった問題を『情け』で解決する——『情の時代』というテーマ・コンセプトは、GAFA や FANG と呼ばれる米国の

プラットフォーム事業者や、ポピュリズムが興隆する世界情勢と呼応し、非常にタイムリーなものとして受け止められた。」「芸術監督としてトリエンナーレの企画を構成していくうえで意識したのは、『情報』『感情』『情け』といったテーマにまつわるキーワードに加えて、あいちトリエンナーレ2010の建畠哲初代芸術監督が提唱した『先端的 / 祝祭的 / 複合的』という3つの要素を高いレベルで満たすこと。そしてあらゆる分断や障壁を、芸術祭を通じて社会に気付かせる——問題提起を行うことだった。人種、ジェンダー、年齢による差別はこの国においてあまりに根深い。そして、移民や難民、テクノロジーが社会をどう変えたか、表現の自由・検閲といった問題も含めて全体の構成を組み立てていった。」²⁾

のちに問題となった「表現の不自由展・その後」は、あいちトリエンナーレ2019の106ある企画のうちの1つであった。それは意図的に政治的タブーに触れることを狙った企画でもあった。このことは、あいちトリエンナーレ2019の公式コンセプトにも明示されていた。

芸術監督・津田大介は、ビスマルクの「政治は可能性の芸術である」という言葉を引用し、この言葉をゴルバチョフや丸山眞男など後世の政治家や政治学者が引用していたことにも触れ

表1 あいちトリエンナーレの概要

年	2010年	2013年	2016年	2019年
会期	8月21日～10月31日 (72日間)	8月10日～10月27日 (79日間)	8月11日～10月23日 (74日間)	8月1日～10月14日 (75日間)
芸術監督	建畠哲 (国立国際美術館館長)	五十嵐太郎 (東北大学大学院工学研究科(都市・建築学)教授)	港千尋 (多摩美術大学美術学部情報デザイン学科教授(映像人類学))	津田大介 (ジャーナリスト / メディアアクティビスト)
テーマ	都市の祝祭 Arts and Cities	揺れる大地—われわれはどこに立っているのか: 場所, 記憶, そして復活	虹のキャラヴァンサライ 創造する人間の旅 Homo Faber: A Rainbow Caravan	情の時代 Taming Y/Our Passion
アーティスト数	24の国と地域から131組	34の国と地域から122組	38の国と地域から119組	30の国と地域から93組
来場者数	572,023人	626,842人	601,635人	675,939人
全体事業費	120億753万7千円	117億824万8千円	126億500万8千円	125億476万5千円

(出典) あいちトリエンナーレ実行委員会『情の時代 あいちトリエンナーレ2019開催報告書』(2020年3月: 147-148)。

つつ、さらに政治評論家の森田実の「政治は科学的合理性だけでは理解できるものではなく、いわば芸術の領域に含まれるような直観を備えることが大切である」「政治は理屈のみで考えるものではなく、芸術とも根を同じくするもの」という言説を引用し、「アート」がもともと「政治を対象に含む一群の学芸や技芸」として理解されていたという点を強調していた。その上で津田は、「われわれは、権力によって、あるいはメディアによって、動物のように管理されている」とし、「それを打ち破ることができるのもまた『情』なのだ」と述べ、次のようなコンセプトを披露していた。

「近代以降、日本のものづくり産業（ars）をリードし続けた愛知という地域は、都市であり地方であり、「普通の日本人」だと自認する人々が暮らす非凡な社会である。ナショナリズムとグローバリズム、エリート主義と反知性主義、普遍主義と相対主義、理想主義と現実主義、都市と地方、高齢者と若者——われわれが見失ったアート本来の領域を取り戻す舞台は整った。」³⁾
(下線筆者。)

上記の下線部（引用部分）の「われわれが見失ったアート本来の領域」なるものは、〈政治〉を意味することはいうまでもない。「表現の不自由展・その後」はこれを象徴する存在でもあった。

「表現の不自由展・その後」をめぐるのは後述するようにトラブルが生じた。このトラブルの結果として同企画は、8月1日から3日間開催したのち休止となった。またその後は10月8日から14日までの期間に展示が再開されたが、結果としていえば、あいちトリエンナーレ2019の75日間の開催期間のうち、同企画はわずか10日しか展示されなかった。

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会によれば、あいちトリエンナーレ2019は、前回は10%も上回る67万人以上の来場者を集め、一日あたりの来場者数は2019年に開催された国内の美術展中で最大規模となり、チケット収入は前

回の1.5倍の予想値を7,000万円上回るなど、「東京や大阪と比べて交通・人口的に不利な条件下で、いわゆる『ビッグネーム』のアーティストに頼らずこの結果を出したことは特筆に値し、総じて成功したと言える（「表現の不自由展・その後」については途中、中止する事態になり、またそのことで海外アーティスト等が作品展示を中止する等の事態にも発展したが、最終的にはその影響は部分的なものに止まったと言える。）」と総括していた⁴⁾。また、芸術監督に対しては「人選自体に問題はなかったと思われる」とし、「不自由展のみならず全体に『政治』という扱いにくいテーマを扱った先進性は高く評価」「アートとジャーナリズムの融合におおむね成功」と積極的に評価していた。

総じて「あいちトリエンナーレ」は成功裏に終了したというのがここで披露されている認識であるが、少なくとも「あいちトリエンナーレ」という名称を冠したイベントがこれで最後となったというのは紛れもない事実である。

II 「表現の不自由展・その後」

「表現の不自由展・その後」とはそもそものような企画だったのだろうか。

朝日新聞によればこの企画は、「今回の企画展は、2012年に東京の新宿ニコンサロンが、韓国人写真家安世鴻（アンセホン）さんによる元慰安婦の写真展をいったん中止にした問題をきっかけに、市民による実行委員会が東京・練馬のギャラリーで15年に開いた表現の不自由展の続編にあたる。」と解説されていた⁵⁾。

表現の不自由展・その後実行委員会（以下「表現の不自由展実行委員会」）が掲げていた「表現の不自由展・その後」の企画趣旨は以下のようなものであった⁶⁾。

『表現の不自由展』は、日本における『言論と表現の自由』が脅かされているのではないかという強い危機意識から、組織的検閲や付度によって表現の機会を奪われてしまった作品を集め、2015年に開催された展覧会。『慰安婦』問題、天皇と戦争、

植民地支配、憲法9条、政権批判など、近年公共の文化施設で『タブー』とされがちなテーマの作品が、当時いかにして『排除』されたのか、実際に展示不許可になった理由とともに展示した。今回は『表現の不自由展』で扱った作品の『その後』に加え、2015年以降、新たに公立美術館などで展示不許可になった作品を、同様に不許可になった理由とともに展示する。」

「表現の不自由展・その後」の実行体制はやや複雑であった。まず、5名からなる表現の不自由展実行委員会が組織されており、同委員会が16組の作家に対して出品依頼・作品借用・支払いなどの具体的な業務を行っていた。

表現の不自由展実行委員会には次の2系統の「関与」があったことが明らかとされている。第1に、あいちトリエンナーレ実行委員会（以下「親委員会」）からの関与である。親委員会は表現の不自由展実行委員会との間で業務委託契約を取り交わし、委託金225万7,000円を支払うという立場にあった。第2に、芸術監督からの関与である。芸術監督はまず「表現の不自由展・その後」の発案者であった。また、芸術監督は同実行委員会との間で覚書を交わしており、費用立替えやその費用負担のあり方などを約定していた。このほか、芸術監督は、自らが推薦した一部の作家との間で直接的に準備のためのやりとりを行っていた。なお、芸術監督は2019年1月17日には「極力（不自由展実行委員会が行う）キュレーションに介入しないようにしたい」とも発言していたとされている⁷⁾。

具体的に「表現の不自由展・その後」に出品された作品の一覧は〈表2〉のとおりである。この一覧を見て分かることが2つある。第1に、とくに問題なったのはこれらの作品の一部であることである（1割余）。第2に、問題となった作品は芸術監督の推薦によるものではなかったということである。

それでは具体的にどのような問題が「表現の不自由展・その後」をめぐって起きていたのだろうか。

端的に言えば、とくに問題となったのは〈表

2〉の中の特定の作品であった。これらの作品に対して、あるいは公金の使い方に対して、SNSを中心に議論が巻き起こり、8月1日には事務局に電話、メール、ファックスが殺到するようになり、8月2日にはガソリンテロ予告の脅迫ファックスが届くに至った。これを受けて同日、芸術監督から表現の不自由展実行委員会に中止の提案が伝達され、8月3日に愛知県知事と芸術監督の判断により展示中止となった⁸⁾。

あいちトリエンナーレのあり方検討委員会の『「表現の不自由展・その後」中止後から閉幕までの主な出来事』（2019年12月18日）によれば、電話3,936件、メール6,050件、Fax 393件が寄せられ、その大半が8月1日から3日に集中していたという（〈表3〉）。

中止の理由について愛知県知事は、こうした問い合わせに対して「事務局スタッフの対応能力からオーバーフローしてしまった」と指摘し、芸術監督は「続ける選択肢もあったが、現場の複数の人から『もう無理だ』という声が上がっていた。現場が『地獄の日々が待っているんじゃないか』と思う選択肢は取れなかった。」と説明していた。この背景に直前の7月18日に起きた京都アニメーション放火殺人事件があったことは想像に難くない。

結局、8月3日をもつての同企画の中止は愛知県知事と芸術監督の間の合意によって決定されることとなった。しかし、出品した作家は納得せず、同日、表現の不自由展実行委員会は抗議声明を出した⁹⁾。その主張は、「現代日本の表現の不自由状況を考えるという企画を、その主催者が自ら弾圧するということは、歴史的暴挙と言わざるを得ません。戦後日本最大の検閲事件となるでしょう。」というものであった¹⁰⁾。ここでは「検閲」の概念は、後述するように最高裁の解釈よりも広く、作品公表後の公権力の関与にまで拡張されたものであった。

Ⅲ 憲法論議

「表現の不自由展・その後」が中止された直接的な原因は、愛知県知事と芸術監督の説明にあるように、脅迫やいわゆる電凸などによる事

表 2 表現の不自由展・その後出品作品

作品名	作品の性格			芸術監督が推薦した作家の作品	とくに問題となった作品
	(1)2015出品	(2)その後	(3)その他		
遠近を抱えて	○				
遠近を抱えて Part II (映像)			○		○
空気 #1		○		○	
焼かれるべき絵			○		
焼かれるべき絵：焼いたもの			○		
重重—中国に残された朝鮮人日本軍「慰安婦」の女性たち	○				
平和の少女像 (ミニチュア)	○				○
平和の少女像	○				○
群馬県朝鮮人強制連行追悼碑		○		○	
償わなければならないこと		○			
暗黒舞踏派ガルメラ商会			○		
気合い100連発			○	○	
耐え難き気合100連発			○	○	
時代(とき)の肖像—絶滅危惧種 idiot JAPONICA 円墳—			○		○
マネキンフラッシュモブ		○			
福島サウンドスケープ	○				
落米の恐れあり		○			
9条俳句	○				
Tami Fujie 1986 work			○		
アルバイト先の香港式中華料理屋の社長から『オレ、中国のもの食わないから。』と言われて頂いた、厨房で働く香港出身のKさんからのお土産のお菓子		○			
ラッピング電車の第5号案「ターザン」など			○		

※(1)2015年の「表現の不自由展」に出品されたもの、(2)2015年の「表現の不自由展」以降に公立美術館などで展示許可になった作品、(3)上記二つのカテゴリーに含まれないもの

(出典) あいちトリエンナーレのあり方検討委員会『データ・図表集』(2019年12月18日:31)を一部改変。

局側の疲弊にあった。公式にも事務局機能が機能不全に陥ったことが、中止判断の理由であると説明されていた。

「表現の不自由展・その後」の企画内容は当初より「平和の少女像」に代表されるとおり、政治的な文脈において批判的な内容を含むと解釈されうるものであった。

こうしたこともあり、アーティストの側からしてみれば、「中止の決定」は、愛知県知事、親委員会、芸術監督という公権力側の対応として、「許容しがたい検閲行為」(unacceptable act of censorship)であると認識されていた¹¹⁾。

〈アート〉と〈政治〉との結節点に、表現の自由にかかる「検閲」の論点は浮上する。「表現の不自由展・その後」についても多くの論者がアーティストに対する「検閲」の問題を論じていた。

このことは愛知県知事の説明においても意識されていた。憲法第21条第2項は「検閲は、これをしてはならない。」と明文で禁じている。これを踏まえ、法学部出身でもある愛知県知事は記者会見で次のように述べていた。

「繰り返しますけれども、私がこの内容

表3 「表現の不自由展・その後」の中止までの主な経緯

7月31日(水)	• 朝刊各紙において「平和の少女像」展示をはじめとした「表現の不自由展・その後」を報じる。 • 午後には事務局の電話回線がパンク状態に。 • 文化庁がオープニングレセプションを欠席（事実関係などの対応にあたっていたためと報じられる）。
8月1日(木)	• 事務局へ抗議電話が殺到（200件）。事務局は業務不能に。 • 名古屋市長が視察の意向を表明。翌日の視察時のコメントは「国民の心を踏みにじるもの」。
8月2日(金)	• ガソリントロを予告する脅迫 FAX（「大至急撤去しろや、さもなくば、うちらネットワーク民がガソリン携帯缶持って館へお邪魔すんで」）。警察へ通報。 • 芸術監督がステートメントを発出（配布されたステートメントはトリエンナーレ HP にて閲覧可能）。 • 内閣官房長官や文部科学大臣が補助金交付に言及。官房長官のコメントは「『あいちトリエンナーレ』は文化庁の補助事業として採択されている。審査の時点では、具体的な展示内容の記載はなかったことから、補助金の交付決定では事実関係を確認、精査したうえで適切に対応していきたい」。 • 名古屋市長が愛知県知事に対し、展示中止を求める文書を提出。 • 愛知県知事が芸術監督に対し、安全確保のため展示終了を提案。芸術監督は深夜に実行委員会に説明。
8月3日(土)	• 知事と芸術監督が「表現の不自由展・その後」の展示を3日までとすることで合意。夕刻に知事及び芸術監督の会見。芸術監督は「電凸することで公立の文化事業を潰してしまう、という表現の自由が後退する悪しき事例をつくってしまった」「『表現の不自由展・その後』を公立美術館で行うことによって、物議を醸すことに意義があると思った」などと説明。
8月4日(日)	• 愛知県、文化庁に経緯を説明。 • 展示中止に対する抗議デモ。
8月5日(月)	• 早朝、愛知芸術文化センターや県内の小中学校、高校、幼稚園にガソリントロを予告するメールが届く。 • 愛知県知事が名古屋市長を会見で批判。「憲法21条のいう検閲と取られてもしかたがない」。 • 一部の出展作家が展示中止を申し出。 • 芸術監督がラジオでコメント。「検閲というよりは、文化・芸術に対するテロ」。
8月6日(火)	• 参加アーティスト72組がステートメントを発出。「芸術祭の回復と継続、自由闊達な議論の場」を要求。 • 一部の出展作家が作品の取り下げを公式発表。 • 「表現の不自由展・その後」実行委員会から愛知県知事に対し公開質問状提出。 • 愛知県が脅迫 FAX について被害届を提出。
8月7日(水)	• 愛知芸術文化センター内でガソリンだと叫びながら液体（水）を撒いて暴れた男を現行犯逮捕。 • 美術評論家連盟が声明文を発表。「今回の事態は、まさに憲法21条に明記された「表現の自由」という民主主義の基本理念が根本から否定されたことを意味しています」。

（出典）『情の時代 あいちトリエンナーレ2019開催報告書』（2020年3月：74-76）および『朝日新聞』記事に基づき筆者作成。

を、『どうもこういう内容があるようだ』というのを事務方から聞いたのは6月半ばでありましたら、その段階で『これ本当にやるのか』ということで、津田監督を通してですね、これについてはどうかと。『この点についてはやめてもらえんか』とかです、『これはこうじゃないか』とかですよ。たとえば『実物じゃなくてパネルにしてくれたらどうか』とかですよ、これは『なかは写真は撮っちゃだめだ』と。『入って見てもらうだけだ』とか、いろんな『強い要望・希望』は申し上げましたよ。『強い要望・希望』。だがしかし、それを一線超えるとですね、憲法21条の話になってしまうおそれがあるわけですよ。ましてやそ

の、8月1日の『事前』ですからね。そういう意味で私が『強い要望・希望』を申し上げて、その点はね、『もう実物じゃなくてパネルでもいいじゃないか』とかいうような話をしたら、『それだったらこの企画展は全部やめる』とかいうような話もされたりしてですね。そうすると、まさに憲法21条そのものの話になってしまうということなんですよ。（8月13日愛知県知事記者会見）

愛知県知事のいうように、最高裁は憲法第21条第2項の「検閲」の概念を狭くとらえている。その最高裁判決とは、「憲法第21条2項にいう『検閲』とは、行政権が主体となって、思想内

容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的一般的に、発表前にその内容を審査したうえ、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるものを指すと解すべきである。」(札幌税関事件(最高裁1984年12月12日))というものである。

重要な点は、まったくの私人と公権力との関係においては、表現の自由は最大限に尊重されなければならない、このため検閲は絶対的かつ明確に否定される必要があり、そのために最高裁の判例は憲法第21条第2項の検閲の概念を狭く解釈しようとしているというところにある。それは「傷つきやすい権利」とされる表現の自由をめぐって「検閲」概念をいかに安定させるのかという命題と表裏の関係にあるものである。そうであればこそ、上記の「検閲」概念はあくまでも事前検閲に限定されることとなっている。しかし、これを批判するアーティスト側は、「検閲」の概念を発表の事後にまで拡張するという立場であった。例えばアライ＝ヒロユキは著書の中で次のように主張していた¹²⁾。

「日本の裁判所での判例では検閲は『事前検閲』のみと定義する。しかし OED (オックスフォード英語辞典) の検閲 (censorship) の定義では、事前も事後も関係なく、セキュリティを理由とした中止も含まれる。ボイコット海外作家が本件を検閲と批判することに対し、日本作家がおおむねそうでないのは、言論表現の重要性が日本社会全体で低いことに起因する。」「この検閲は作家への権利侵害なのは無論だが、見る側に対する権利の侵害でもある。」

この点については、「検閲とは何か」「公共施設と公金を使う場合、公権力の関与から表現の自由を完全な形で貫くことができるのか」、あるいは、『トリエンナーレ』を冠する国際芸術祭で海外の『常識』が流入するなかにおいて、インターナショナル・スタンダードに耐えうるだけの表現の自由の蓄積が十分であったのか」

といった問題が憲法論を軸に先鋭化していたとすることができるだろう。

IV 政治論議

ここまでの経緯で登場していたのは〈アート〉の表現の自由をめぐる〈憲法〉論を中心とするものであった。また、この点が先鋭化してしまったことにより、社会的にも大きな注目が集まった。

他方、ここまでの議論で登場しない視角がある。それは、〈政治〉の視角である。以下では「表現の不自由展・その後」をめぐる政治的な動きに注目してみよう。

まず注目すべきなのは政治家の発言である。

〈表4〉は政治家の主な発言等をまとめたものである。今回の事例で見落としてはならないのは、政治家の発言が顕著であった点である。とりわけ名古屋市長と愛知県知事の間のやりとりは熾烈であり、ついで国会議員、他の自治体の政治家、与党応援団の言論人のコミットメントも相次いでいた。さらには文化庁も巻き込み、国の補助金の不交付問題も持ち上がった¹³⁾。端的に言えば、「あいちトリエンナーレ」という芸術祭のあり方よりも、こうした政治的言説や行政対応の方が目立ってさえいたといえる。

〈表4〉に掲げた言説は、端的に言ってその多くが〈アート〉をめぐる議論ではなく、政治目的のために行われている疑いが濃厚である。ここでいう「政治目的」とは、「誰が政敵であるのか」という線引きをとまなうものである。愛知県知事と大阪府知事・名古屋市長との関係は、そもそも良好ではなかった。またその後もこの事案に関連し、2020年8月から11月にかけて愛知県知事リコール不正署名事件¹⁴⁾が起こるなど波及的影響もみられた。そうした「友敵関係」のなかで政治的な議論が展開していたとすることができるだろう。

政治家は〈政治〉の専門家であるが、〈アート〉の専門家ではない。すなわち政治家は必ずしも個別の作品に対する評価能力を有しているわけではない。他方で政治家は〈アート〉を

表4 政治家の主な発言等

日付	発言者	発言趣旨
8月1日	参議院議員	ツイッター「あいちトリエンナーレは文化庁助成事業。しっかりと情報確認を行い、適切な対応を取る」。
	市議会議員	WEB「【抗議先リスト】慰安婦像を税で展示、愛知県。文化庁の助成事業。昭和天皇の御真影を焼く画像も？大村知事は辞職妥当か？【許せない人はシェア】」（その後、連絡先や協賛企業一覧、抗議の仕方などを掲載し電凸を煽るコメントを繰り返す。）
8月2日	官房長官、文科大臣	会見「事実関係を確認した上で適切に対応する。」
	名古屋市長	抗議文「本事業は、本市の負担金2億円余を含む10億円を超える多額の税金が使われている展示会である。その一企画である『表現の不自由展・その後』は、表現の不自由という領域ではなく、日本国民の心を踏みにじる行為であり許されない。行政の立場を超えた展示が行われていることに厳重に抗議するとともに、即時、天皇陛下や慰安婦問題に関する展示の中止を含めた適切に対応を求める。」
8月5日	大阪市長	会見「税投入してやるべき展示会ではなかったのではないかな。個人が自費で様々な会合をするのは否定しない。」「日本人をさげすみ陥れる展示はふさわしくない。内容についてもっと精査すべきだった。」「同じような展示物がある展覧会を、大阪市として主催することはない。」
	国会議員	会合「脅迫行為で表現の自由が侵されることについては、立法府にいる者として遺憾の意を表したい。」
	官房長官	会見「具体的な内容は承知していないためコメントは差し控えるが、一般論でいえば暴力や脅迫はあってはならない。」
8月7日	大阪府知事	会見「(愛知県知事について) 辞職相当だと思う。責任を取らなきゃいけない。」「反日プロパガンダ」「愛知県がこの表現行為をしているととられても仕方がない。」「愛知県議会がこのまま知事として認めるのかなと思う。知事として不適格じゃないか。」
10月12日	名古屋市長事	名古屋市民への声明「この作品は、韓国民の政治的主張を目的として、世界各地に置かれている『従軍慰安婦像』と全く同じポーズ・衣装を纏った人形です。『従軍慰安婦』の問題自体が、その存否・評価を含め、高度にセンシティブな政治的な問題を含むと同時に、このような作品自体が、先鋭な対立関係を背景とした政治的主張を伴い、その対立関係をより先鋭化させる契機となる可能性を否定できず、現実には、多くの日本国民の国民感情を甚だ害するおそれが強くあり、この意味で『公衆に險悪の情を催させる』ものとして、公共の場所に相応しくない作品であると思いました。したがって、愛知県が主宰者として、愛知芸術文化センターという公共の場所を提供し、かつ、公衆の嫌悪感を覚えさせる作品の展示に住民の税金を拠出するといった、「便益供与」を行うことは、行政(愛知県・名古屋市長)に求められる政治的中立性と、それに対する社会の信頼を著しく損なうものと考えられます。」など。

(出典) あいちトリエンナーレのあり方検討委員会『「表現の不自由展・その後」に関する調査報告書』(2019年12月18日:37-38),『朝日新聞』記事などに基つき筆者作成。

〈政治〉的に解釈しつつ自らの利益に引き付けて社会に発信することがある。〈表4〉を一瞥しつつ少なくともいえることは、これらの政治的言説は憲法上の「表現の自由」や「検閲」論議にプライオリティをおくものでもなく、単なる政治目的のための敵対的政治的言説を伴っていたのではないかということである。

〈政治〉に対する批判としては、それがもし政治目的のためのものなのであれば、一方的な主張ではなく、議会政治・政党政治においてこれを民主的議論の俎上にのせるべきであろう。

「政敵」と相まみえることを目指し、こうした言説を口にする政治家が向かい合うべき相手は、「アーティスト」ではなく「政敵」であるべきであり、それこそが民主政治において期待される〈政治の機能〉であるからである。〈アート〉が主役となるべきであるのが国際芸術祭であるとするならば、この議論のすり替えは反省されてもよい。

もう1点、論じておきたいのは〈アート〉の側に関するものである。本報告の冒頭に見たように、「表現の不自由展・その後」は、意図的に

政治的タブーに触れることを狙ったものであった。それはあいちトリエンナーレ2019そのもののコンセプトにも含まれているものでもあった。そうであるならば、〈政治〉を刺激することについてのリスクは主催者側において、当然の前提としておくべきものであっただろう。この点は芸術監督が負うべき責任であっただろう。

「表現の不自由展・その後」は、〈政治〉の反応を引き出した点においてその狙いを果たすことができたのかもしれない。歴史的にも、〈アート〉は〈政治〉とは無縁ではなかった。ヴェツィア・ビエンナーレもかつてはファシスト党の宣伝に利用されたり、枢軸国と中立国のみの祭典となったりした経緯がある。その反動から戦後は、これが前衛芸術運動の主要舞台ともなってきた。歴史の教訓は、そもそも〈アート〉は〈政治〉と無縁ではいられないということにある。

さらにいえば、1970年代の日本の自治体文化政策も革新自治体運動のなかから登場していた。日本の文化行政も、高度経済成長期に「行政の文化化」とともに首長部局での体制整備がすすみ、それとともにハードとしての文化施設の整備もすすんだという経緯がある¹⁵⁾。だが、日本では〈アート〉が〈政治〉に対して積極的になることはタブー視されてきた。それはインターナショナル・スタンダードからしてみれば距離があるものであったのかもしれない。

むすびにかえて

かつて松下圭一は「市民文化」を提唱していた。松下は行政の「文化化」の中軸に「市民文化」を据え、その〈政治〉性に注目していた。松下は次のように述べている¹⁶⁾。

「文化行政は、それゆえ、通常理解されがちな、①お祭り・イベントの主催、②美術館・博物館づくりのみではない。文化行政とは、都市型社会の成立にともなう市民の文化水準の変化、また分権化・国際化をめぐる、質のたかい政策水準の模索、と位置付ける必要がある。それゆえ、③生涯学習の官治型振興ではもちろんない。」

さらにつづけて松下は、「市民文化の意義は、市民の政治習熟にある」「市民文化とは『政治概念』だったのである」¹⁷⁾と述べている。なお松下が、津田が引用した丸山眞男に学んだ1人であったこともここに添えておこう。このような松下の認識を踏まえ、もう一度あいちトリエンナーレ2019のテーマを見直してみよう。

松下によれば、〈政治〉は市民文化そのものである。かつての高度経済成長期の文化行政は〈市民文化〉の視点からは十分に議論されてこなかった。この批判が松下の上の引用には端的に示されている。本稿の事例もまた、議論の水準としては松下がいうところの、「①お祭り・イベントの主催」とどまっていた。

こうした反省の上に立つならば、市民の視点で〈政治〉をとらえなおす視角にもっと敏感であつてもよいのかもしれない。問われるべきは「市民の文化水準」そのものでなければならない、ということである。

この事例はわれわれの〈政治〉への習熟不足が発露したものという、いいすぎだろうか。

【謝辞】

本稿は2020年11月22日の地方自治学会（開催校は龍谷大学であったが、コロナ禍下であったためオンラインで開催）での報告（「自治体文化行政についての政治学的検討：あいちトリエンナーレをどうみるか」）原稿に加筆修正を行ったものである。筆者の当時の所属は新潟大学であった。当日のセッションでの議論、会場とのやりとりでは本稿にとって示唆に富む議論を得ることができた。記して謝意を表したい。

【注】

- 1) 「トリエンナーレ (triennale)」とはイタリア語で3年に一度の意味である。同様の芸術祭でも2年周期の場合には、「ビエンナーレ (biennale)」と称される。
- 2) あいちトリエンナーレ実行委員会『情の時代 あいちトリエンナーレ2019開催報告書』(2020年3月：2頁)。
- 3) 同上：16頁
- 4) あいちトリエンナーレのあり方検討委員会『「表現の不自由展・その後」に関する調査報告書』(2019年12月18日) (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/bunka/triennale-finalreport.html>) (最終閲覧日2023年11月30日)。
- 5) 『朝日新聞』(2019年7月31日朝刊) および新藤健一『検証・ニコン慰安婦写真展中止事件』産学社、2012年。

- 6) 「表現の不自由展・その後」HP (<https://censorship.social/>) (最終閲覧日2023年11月30日)。
- 7) あいちトリエンナーレのあり方検討委員会『データ・図表集』2019年12月18日：27-30 (前掲注2)。
- 8) 参照、表3及び岡本有佳・アライヒロユキ『あいちトリエンナーレ「展示中止」事件：表現の不自由と日本』岩波書店、2019年。
- 9) 『朝日新聞』(2019年8月4日朝刊)。
- 10) 表現の不自由展実行委員会「『表現の不自由展・その後』の一方的中止に抗議する(抗議文)」(2019年8月3日)(朝日新聞デジタル(2019年8月3日付)にて全文閲覧可)(<https://www.asahi.com/articles/ASM837HV0M83OIPE034.html>) (最終閲覧日2023年11月30日)。
- 11) Tania Bruguera, et.al., "In Deffence of Freedom of Expression", August 12, 2019. (邦訳：https://www.art-it.asia/top/admin_ed_news/202170/) (最終閲覧日2023年11月30日)。
- 12) アライ=ヒロユキ「はじめに」(岡本有佳・アライ=ヒロユキ編、前掲書、2019年：iv)。
- 13) 文化庁は2019年9月26日、7800万円の補助金(「日本博を契機とする文化資源コンテンツ創成事業」(文化資源活用推進事業))の不交付を決定した。同日の文化庁の報道発表では「[1] 実現可能な内容になっているか」「[2] 事業の継続が見込まれるか」の2点において、文化庁として適正な審査を行うことができなかったとされており、このことが「不適当な行為」であったとし、補助金適正化法第6条等により補助金は全額不交付とされた。なお、その後愛知県側が不備を認めて申請し直しをしたとして一転、6700万円が交付決定された。
- 14) 民間団体「お辞め下さい大村秀章愛知県知事 愛知100万人リコールの会」(高須克弥代表)によるリコール署名偽造事件。愛知県選挙管理委員会委員会事務局によれば、調査対象となった43万5334筆のうち、有効と認められない署名は36万2187筆であったとされている(有効と認められない署名の割合は83.2%)。これらの署名は、「①同一人により書かれたと疑われる署名」が約90%、「②選挙人名簿に登録されていない者の署名」が約48%、「③選挙人名簿に登録されていない受任者により収集された署名」が24%とのことであった(重複を含む)。愛知県選挙管理委員会事務局「愛知県知事解職請求に係る署名簿の調査の取りまとめ状況について」(2021年2月1日)。
- 15) 南島和久「文化芸術分野における公民連携と評価」(日本都市センター『都市自治体の文化芸術ガバナンスと公民連携』2018年：211)。
- 16) 松下圭一『政策型思考と政治』東京大学出版会、1991年：66。
- 17) 同：69。